

# 青森県報

号外第三十四号

平成十七年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

|                                       |                          |
|---------------------------------------|--------------------------|
| 青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………            | (税 務 課) …… 一             |
| 青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則……………          | (防 災 消 防 課) …… 一         |
| 青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則……………        | ( 同 ) …… 六               |
| 青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規<br>則……………  | (港 湾 空 港 課) …… 六         |
| 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………             | ( 同 ) …… 六               |
| 青森県財務規則の一部を改正する規則……………                | (経 理 課) …… 七             |
| 訓 令                                   |                          |
| 青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令……………              | (秘 書 課) …… 一〇            |
| 青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………              | (総 務 学 事 課) …… 一〇        |
| 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓<br>令……………  | (防 災 消 防 課) …… 一四        |
| 青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令……………         | ( 同 ) …… 一五              |
| 青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令……………        | (観 光 推 進 課) …… 一六        |
| 青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令……………          | (整 備 企 画 課) …… 一六        |
| 青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令……………          | (河 川 砂 防 課) …… 一七        |
| 青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令……………       | (広 報 広 聴 室) …… 一七        |
| 青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する<br>訓令…………… | (行 政 経 営<br>推 進 室) …… 一七 |

### 告 示

## 規 則

青森県報発行規程の一部を改正する規程…………… (総務学事課) …… 一八  
 公印の印影を印刷することができる文書の一部改正…………… ( 同 ) …… 一八  
 出納長の事務の一部委任の一部改正…………… (経 理 課) …… 一八  
 選挙管理委員会…………… (事 務 局) …… 一九  
 青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次の  
 ように改正する。

第十四条中「つがる市及び西津軽郡」を「五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北  
 津軽郡」に、「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

|      |      |    |      |    |      |      |      |    |    |      |    |    |    |    |    |              |   |      |       |
|------|------|----|------|----|------|------|------|----|----|------|----|----|----|----|----|--------------|---|------|-------|
| 消防団員 |      |    |      |    | 消防職員 |      |      |    |    |      |    |    |    |    |    | 教育訓練を受ける者の区分 |   |      |       |
| 特別教育 | 幹部教育 |    | 専科教育 |    | 基礎教育 | 特別教育 | 幹部教育 |    |    | 専科教育 |    |    |    |    |    |              |   | 初任教育 | 訓練の種類 |
|      | 中級   | 初級 | 機関   | 警防 |      |      | 上級   | 中級 | 初級 | 救助   | 救急 | 火災 | 危険 | 予防 | 特殊 | 警防           |   |      |       |
| 科    | 科    | 科  | 科    | 科  | 科    | 科    | 科    | 科  | 科  | 科    | 科  | 科  | 科  | 科  | 科  | 科            | 科 | 科    |       |

青森県消防学校教育訓練規則（昭和三十五年五月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村消防の本質と消防の責務を正しく認識させるとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の練成、規律の保持及び協同精神の「かん養」を「社会情勢の変化及び消防に係る技術の発展に的確に対応するために、県民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得」に、「公正明朗」を「適切公正、安全」に改める。

第三条の見出し中「及び期間」を削り、同条第一項中「及び期間」及びただし書を削り、同項の表を次のように改める。

| 基礎教育 |     |    |    |    |     |    |     |    |    |    |    |    |    | 種目 |                |
|------|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----------------|
| 建築   | 査察  | 消防 | 危険 | 予防 | 小計  | 理学 | 服飾  | 消防 | 消防 | 消防 | 法制 | 情操 | 倫理 | 教目 | 授業時間<br>(単位時間) |
|      |     | 備設 | 物  | 報  | 計   | 学  | 務   | 度  | 法  | 論  | 操  | 理  |    |    |                |
| 十    | 二十四 | 十二 | 八  | 二十 | 八十七 | 十五 | 二十八 | 八  | 十二 | 十五 | 四  | 五  |    |    |                |

第三条第三項中「普通教育」とは、「基礎教育」とは、消防団員としての経験が少ない」に改め、同条第四項中「普通教育」を「基礎教育」に改め、「をいい、  
「救急 課程」とは、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十条に定める講習の課程を修了した者及び同令第五十一条の規定により救急業務に関する講習の課程を修了した者と同令以上の学識経験を有すると認定された者に対する教育訓練」を削り、同条第五項中「消防士長、消防司令補及び消防司令」を「消防士長（部隊又は係の長である者に限る。以下同じ。）以上」に改め、「及び消防司令補」の下に「並びに班長」を加え、「消防司令補及び消防司令」を「消防司令補（組織の管理を職務とする者に限る。）及び消防司令並びに部長及び分団長」に、「教育訓練をいう」を「教育訓練をいい、  
「上級幹部科」とは消防司令長以上の階級にある者に対する教育訓練をいう」に改める。  
別表を次のように改める。

別表（第四条関係）  
一 消防職員に対する初任教育

二 消防職員に対する専科教育

| 警 防 策 | 防 災 | 警 防 行 政 の 現 状 と 課 題 | 講 話 | 科 の 種 別 | そ の 他 |           |       |         | 実 科 訓 練 |       |                 |             |         | 実 務 教 育     |       |     |                 |         |           |         |               |         |   |    |
|-------|-----|---------------------|-----|---------|-------|-----------|-------|---------|---------|-------|-----------------|-------------|---------|-------------|-------|-----|-----------------|---------|-----------|---------|---------------|---------|---|----|
|       |     |                     |     |         | 小 計   | 行 事 そ の 他 | 選 択 修 | 実 務 研 修 | 小 計     | 体 育 練 | 消 防 活 動 応 用 訓 練 | 機 器 取 扱 訓 練 | 救 助 訓 練 | 消 防 活 動 訓 練 | 訓 練 式 | 小 計 | 消 防 機 械 ・ ポ ン プ | 救 急 災 査 | 防 火 災 調 査 | 火 災 防 御 | 特 殊 災 害 と 保 安 | 安 全 管 理 |   |    |
| 十三    | 五   | 三                   | 一   | (単位時間)  | 八百    | 百三十五      | 五十    | 五十      | 三十五     | 三百五十五 | 五十五             | 八十          | 五十      | 四十          | 八十    | 五十  | 二百二十三           | 十       | 五十        | 二十二     | 十五            | 三十      | 十 | 十二 |

| 予 防 査 察 科 |     |     |     |     |           |     |         |                         |     | 特 殊 災 害 科 |     |     |         |                         |                                   |               | 警 防 科 |    |     |     |         |         |         |         |                   |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----------|-----|---------|-------------------------|-----|-----------|-----|-----|---------|-------------------------|-----------------------------------|---------------|-------|----|-----|-----|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| 行 事       | 効 果 | 事 例 | 査 察 | 違 反 | 危 険 物 規 制 | 査 察 | 消 防 同 意 | 予 防 査 察 行 政 の 現 状 と 課 題 | 講 話 | 計         | 行 事 | 効 果 | 図 上 訓 練 | 特 殊 災 害 に お け る 安 全 管 理 | 特 殊 災 害 対 応 の 基 礎 知 識 及 び 関 係 法 令 | 特 殊 災 害 の 概 論 | 講 話   | 計  | 行 事 | 効 果 | 健 康 管 理 | 事 例 研 究 | 実 技 訓 練 | 図 上 訓 練 | 消 防 戦 術 と 安 全 管 理 |
| 一         | 二   | 六   | 七   | 十四  | 七         | 二十四 | 六       | 二                       | 一   | 四十九       | 一   | 二   | 七       | 五                       | 十六                                | 十五            | 二     | 七十 | 一   | 二   | 三       | 六       | 十二      | 十       | 十四                |

|   |   | 救 急 科       |                   |               |               |                           | 火災調査科 |     |     |     |     |     |     |         |         |                 | 危 険 物 科 |   |     |     |     |           |           |                       |     |   |    |
|---|---|-------------|-------------------|---------------|---------------|---------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|---------|-----------------|---------|---|-----|-----|-----|-----------|-----------|-----------------------|-----|---|----|
| 講 | 話 | 実 習 及 び 行 事 | 特 殊 病 態 別 応 急 処 置 | 病 態 別 応 急 処 置 | 応 急 処 置 の 総 論 | 救 急 業 務 及 び 救 急 医 学 の 基 礎 | 計     | 行 事 | 効 果 | 事 例 | 調 査 | 調 査 | 鑑 定 | 損 害 調 査 | 原 因 調 査 | 原 因 調 査 関 係 法 規 | 講 話     | 計 | 行 事 | 効 果 | 事 例 | 危 険 物 規 制 | 危 険 物 化 学 | 危 険 物 行 政 の 現 状 と 課 題 | 講 話 | 計 |    |
| 一 |   | 二百五十        | 三十五               | 二十五           | 六十七           | 七十三                       | 五十    | 七十  | 一   | 二   | 六   | 十四  | 七   | 二       | 六       | 二十五             | 六       | 一 | 三十五 | 一   | 一   | 四         | 二十一       | 五                     | 二   | 一 | 七十 |

三 消防職員に対する幹部教育

| 初級幹部科   |         |         |     |    |     |     |         |         |             |         | 科の種別    |         |     |                |
|---------|---------|---------|-----|----|-----|-----|---------|---------|-------------|---------|---------|---------|-----|----------------|
| 消 防 財 政 | 消 防 時 事 | 訓 練 式 話 | 講 話 | 計  | 行 事 | 事 例 | 現 場 指 揮 | 安 全 管 理 | 人 事 業 務 管 理 | 消 防 財 政 | 消 防 時 事 | 訓 練 式 話 | 講 話 | 教 科 目          |
| 二       | 四       | 一       | 二   | 七十 | 三   | 十五  | 十五      | 六       | 十二          | 三       | 十       | 二       | 四   | 授業時間<br>(単位時間) |

| 救 助 科 |     |     |         |         |                 |       |           |         |     |   |
|-------|-----|-----|---------|---------|-----------------|-------|-----------|---------|-----|---|
| 行 事   | 効 果 | 体 育 | 総 合 訓 練 | 救 助 訓 練 | 救 急 器 具 取 扱 訓 練 | 救 急 策 | 災 害 救 助 策 | 安 全 管 理 | 計   | 他 |
| 一     | 五   | 三   | 三十      | 三十      | 二十一             | 七     | 二十一       | 二十一     | 百四十 |   |

|   |                       |                  |   |                  |        |                  |                       |                  |                  |        |             |                |
|---|-----------------------|------------------|---|------------------|--------|------------------|-----------------------|------------------|------------------|--------|-------------|----------------|
| 計 | 行<br>事<br>そ<br>の<br>他 | 安<br>全<br>管<br>理 | 緊<br>急<br>自<br>動<br>車<br>運<br>行<br>管<br>理 | 救<br>急<br>救<br>助 | 防<br>災 | 火<br>災<br>御<br>法 | ポ<br>ン<br>プ<br>操<br>法 | 組<br>織<br>制<br>度 | 訓<br>練<br>礼<br>式 | 講<br>話 | 教<br>科<br>目 | 授業時間<br>(単位時間) |
|   |                       |                  |   |                  |        |                  |                       |                  |                  |        |             | 二<br>十<br>四    |

四 消防団員に対する基礎教育

|       |                       |                  |                  |                  |                  |                            |   |                       |                  |                  |                  |                            |                |
|-------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|---|-----------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|----------------|
| 上級幹部科 |                       |                  |                  |                  |                  | 中級幹部科                      |   |                       |                  |                  |                  |                            |                |
| 計     | 行<br>事<br>そ<br>の<br>他 | 事<br>例<br>研<br>究 | 危<br>機<br>管<br>理 | 人<br>事<br>管<br>理 | 業<br>務<br>管<br>理 | 管<br>理<br>職<br>の<br>役<br>割 | 計 | 行<br>事<br>そ<br>の<br>他 | 事<br>例<br>研<br>究 | 現<br>場<br>指<br>揮 | 安<br>全<br>管<br>理 | 人<br>事<br>業<br>務<br>管<br>理 | 授業時間<br>(単位時間) |
|       |                       |                  |                  |                  |                  |                            |   |                       |                  |                  |                  |                            | 二<br>十<br>一    |

|       |                       |                  |                            |                  |                  |                  |        |             |                |
|-------|-----------------------|------------------|----------------------------|------------------|------------------|------------------|--------|-------------|----------------|
| 初級幹部科 |                       |                  |                            |                  |                  |                  | 科の種別   |             |                |
| 計     | 行<br>事<br>そ<br>の<br>他 | 安<br>全<br>管<br>理 | 防<br>災<br>指<br>導<br>要<br>領 | 防<br>災<br>指<br>揮 | 現<br>場<br>指<br>式 | 訓<br>練<br>礼<br>式 | 講<br>話 | 教<br>科<br>目 | 授業時間<br>(単位時間) |
|       |                       |                  |                            |                  |                  |                  |        |             | 一              |

六 消防団員に対する幹部教育

|             |                       |                  |                       |                            |                                      |             |   |                       |                  |                  |        |                  |        |             |                |
|-------------|-----------------------|------------------|-----------------------|----------------------------|--------------------------------------|-------------|---|-----------------------|------------------|------------------|--------|------------------|--------|-------------|----------------|
| 機<br>関<br>科 |                       |                  |                       |                            |                                      | 警<br>防<br>科 |   |                       |                  |                  |        | 科の種別             |        |             |                |
| 計           | 行<br>事<br>そ<br>の<br>他 | 機<br>関<br>整<br>備 | ポ<br>ン<br>プ<br>運<br>用 | 緊<br>急<br>走<br>行<br>要<br>領 | 道<br>路<br>交<br>通<br>関<br>係<br>法<br>令 | 講<br>話      | 計 | 行<br>事<br>そ<br>の<br>他 | 事<br>例<br>研<br>究 | 安<br>全<br>管<br>理 | 防<br>災 | 火<br>災<br>御<br>法 | 講<br>話 | 教<br>科<br>目 | 授業時間<br>(単位時間) |
|             |                       |                  |                       |                            |                                      |             |   |                       |                  |                  |        |                  |        |             | 二<br>十<br>二    |

五 消防団員に対する専科教育

|       |   |   |   |   |   |   |   |    |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 中級幹部科 |   |   |   |   |   |   | 計 | 十二 |
| 講     | 組 | 現 | 防 | 安 | 事 | 行 | 計 | 十二 |
| 話     | 織 | 場 | 災 | 全 | 例 | 事 | そ | 一  |
| 一     | 制 | 指 | 理 | 管 | 研 | の | 他 | 二  |
| 一     | 度 | 揮 | 災 | 理 | 究 | 究 | 他 | 二  |
| 一     | 度 | 揮 | 災 | 理 | 究 | 究 | 他 | 二  |
| 一     | 度 | 揮 | 災 | 理 | 究 | 究 | 他 | 二  |

備考 「一単位時間」は、五十分とする。  
第二号様式中

|                    |        |          |
|--------------------|--------|----------|
| 救急業務に<br>関する座<br>席 | （ 課程 ） | 中 日 日 終了 |
|--------------------|--------|----------|

「 中 日 日 （ 昇 任 ） 中 日 日 （ 昇 任 ） 中 日 日 （ 昇 任 ） 中 日 日 （ 昇 任 ） 」  
に  
改め、同様式の注の1を削り、同注の2を同注の1とし、同注の3を同注の2とする。  
附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県災害対策本部に関する規則の一部を改正する規則

青森県災害対策本部に関する規則（昭和三十八年四月青森県規則第二十九号）の一

部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「特別対策局長」を「行政改革・危機管理監」に改める。

第五条第一項の表対策連絡部の項中「総務部長」を「行政改革・危機管理監」に改め、同表特別対策部の項を削る。

第六条総務部の項中「青森県部等設置条例」を「青森県部設置条例」に、「部等設置条例」を「部設置条例」に改め、同条企画政策部の項から県土整備部の項までの規定中「部等設置条例」を「部設置条例」に改め、同条特別対策部の項を削る。

第八条第一項中「広報広聴室」を削る。

別表北地方支部の項中「北地方農林水産事務所長」を削り、「西地方農林水産事務所長」を「西北地方農林水産事務所長」に改め、同表西地方支部の項中「西地方農林水産事務所長」を「西北地方農林水産事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森空港条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第三十九号）の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（使用制限超過航空機の使用許可申請書）」に改め、同条中「制限重量超過航空機使用許可申請書」を「使用制限超過航空機使用許可申請書」に改める。

第一号様式中「~~青森の海軍無載船舶~~」を「~~青森海防隊~~」に改める。

第二号様式中「~~青森海防隊~~」を「~~青森海防隊~~」に改め、「~~青森海防隊~~」を「~~青森海防隊~~」に、「~~青森海防隊~~」を「~~青森海防隊~~」に、「~~青森海防隊~~」を「~~青森海防隊~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「特別対策局長」を削り、同条第四号中「収入命令」を「収入通知」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第七号中「都市基盤整備公団」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第三十九条第三項第二号中「駐留軍従業員等健康福祉センター」の下に「県営駐車場」を加え、同項第三号中「及び入学料」を「入学料、受講料及び研修受講検定料」に改め、同項第九号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第四十三条の見出しを「（収入の通知）」に改め、同条中「出納長に対し、収入命令票（第二十二号様式）により収入命令を発する」を「調定票により出納長に通知する」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第六十八条中「第四十四条、」を削る。

第八十条第三項中「繰越通知票（第二十二号様式）」を「繰越票により」に、「送付する」を「通知する」に改める。

第九十一条第十一号中「電気料金、ガス料金、電話料金」を「日本放送協会に対して支払う受信料、後納郵便料」に改め、同条第十五号中「補償金」の下に「その他これに類する経費」を加える。

第二百一十二条第二項中「出納長に対し、返納命令票」を「返納通知票」に、「返納命令を発する」を「出納長に通知する」に改める。

第四百七十七条の次に次の二条を加える。

（随意契約の相手方の決定方法等の公表）

第四百七十七条の二 知事は、政令第六百六十七条の二第一項第三号又は第四号に該当することを理由として随意契約を締結しようとするときは、当該契約ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項を公表するものとする。

一 契約の目的となる物品又は役務の名称及び概要

二 履行期限又は契約期間

三 契約の相手方の決定の方法

四 契約の相手方となろうとする者の申込みの方法

2 前項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

3 前項の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。

（随意契約の締結の状況の公表）

第四百七十七条の三 知事は、政令第六百六十七条の二第一項第三号又は第四号に該当することを理由として随意契約を締結したときは、当該契約ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 契約の相手方の氏名又は名称及び住所

二 契約の目的となる物品又は役務の名称及び概要

三 履行期限又は契約期間

四 契約金額

五 契約の相手方の決定の理由

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

3 第一項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供するものとする。

第二百四十二条第二項第三号、第二百四十四条第二項第二号及び第二百四十五条第二項第一号中「登記簿謄本又は登録簿謄本」を「登記事項証明書その他の登記又は登録の内容を証明した書面」に改める。

第三百二十六条中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三百二十七条中「の各号」を削り、同条第二号中「返納命令票」を「返納通知票」に改める。

別表第一中「青森県知的障害者更生相談所」を「青森県障害者相談センター」に、「三戸地方農林水産事務所」

を「三戸地方農林水産事務所」に、「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に改める。

第十六号様式の注の1中「収入命令（歳入民出命令・繰越通知・返納命令）」を「歳入民出命令（返納通知）」に改める。

第二十二号様式中「第43条、」及び「、第80条」を削ぎ、「収入命令（歳入民出命令・繰越通知・返納命令）」を「歳入民出命令（返納通知）」に改める。

第五十九号様式の（その一）中「」を「」に改め、

同様式の（その二）の1中「」を「」に改め、同（その二）の2を次のように改める。

「」を「」に改め、同（その二）の2を次のように改める。



2 船員等用

日額旅費請求(精算)書

船舶

(日額)

月)

所属



(丸)

定係港  
根拠港

| 用  | 務   | 名 | 氏 | 名 | 日 |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 航  |    |    |    |    | 概  | 算  | 精  | 算  | 返  | 納  | 金  | 備  | 考  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|-----|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|    |     |   |   |   | 1 | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 30 | 31 | 区  | 区  | 区  | 区  | 区  | 区  | 区  | 区  | 区  |
| 海技 | ( ) |   |   |   | 航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 |
| 海技 | ( ) |   |   |   | 海 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 |    |
| 海技 | ( ) |   |   |   | 海 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 |    |
| 海技 | ( ) |   |   |   | 海 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 |
| 海技 | ( ) |   |   |   | 海 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 | 乗航 |

注 1

- 1 旅行命令簿と複写とすることができる。
- 2 概算請求をする場合は、2部作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格B4横長とする。

第五十九号様式の(その三)及び(その四)中「」を「」



に改める。

第七十五号様式の注を次のように改める。

注1 この様式は、支払の内容に応じて修正することができる。

2 太線は、裏けいとす。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A6縦長とする。

第百二十九号様式及び第百三十号様式中「簿抄本」を「簿」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二百四十二条第二項第三号、第二百四十四条第二項第二号、第二百四十五条第二項第一号、第百二十九号様式及び第百三十号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の青森県財務規則の規定により調製した旅費請求(精算)書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

訓 令

青森県訓令甲第二十一号

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
各 出 先 機 関  
庁 中 一 般

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令

青森県庁議運営規程(昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「特別対策局長」を削り、同条第四項の表特別対策局長の項を削る。

第三条中「総務部次長」を「行政改革・危機管理監、総務部次長」に改める。  
第九条中、「特別対策局長」を削る。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十二号

各 出 先 機 関  
庁 中 一 般

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「並びに」を「及び」に、「海外産業経済交流推進チーム及びあおもりの「冬の農業」推進チーム」を「もの(出先機関として設置されたものを除く。)(」に改め、同条第二号中「設置された青森県I T E R 誘致推進東京連絡事務所」を「出先機関として設置されたもの」に改める。

第九条第二項第五号及び第六号を次のように改める。

五 出納局事務局長印

六 行政改革・危機管理監印

第十三条の表部長印(総務部長印を除く。)、特別対策局長印、出納局事務局長印の項中、「特別対策局長印」及び「並びに広報広聴室」を削り、同項の次に次のように加える。

行政改革・危機管理監印 行政経営推進室長

第二十一条第一項の表第一号アウ中「特別対策局長及び出納局事務局長」を「出納局事務局長及び行政改革・危機管理監」に改める。  
図表第一〇一(二)中

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 青 森 県 出 納 局 長 印 | 青 森 県 出 納 局 長 印 |
|-----------------|-----------------|

|                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 青 森 県 出 納 局 長 印 | 青 森 県 出 納 局 長 印 | 青 森 県 出 納 局 長 印 |
|-----------------|-----------------|-----------------|

特別対策局長印 24  
出納局事務局長印 24

出納局事務局長印 24  
行政改革・危機管理監印 24

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 防 災 消 防 課 | 防 災 消 防 課 | 防 災 消 防 課 |
| 工 事 検 査 課 | 工 事 検 査 課 | 工 事 検 査 課 |

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 市 町 村 振 興 課   | 市 町 村 振 興 課   | 市 町 村 振 興 課   |
| 防 災 消 防 課     | 防 災 消 防 課     | 防 災 消 防 課     |
| 工 事 検 査 課     | 工 事 検 査 課     | 工 事 検 査 課     |
| 行 政 経 営 推 進 室 | 行 政 経 営 推 進 室 | 行 政 経 営 推 進 室 |

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 企 画 課       | 企 画 課       | 企 画 課       |
| 市 町 村 振 興 課 | 市 町 村 振 興 課 | 市 町 村 振 興 課 |
| 企 画 課       | 企 画 課       | 企 画 課       |

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 統 計 分 析 課 | 統 計 分 析 課 | 統 計 分 析 課 |
|-----------|-----------|-----------|

|                     |                     |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 統 計 分 析 課           | 統 計 分 析 課           | 統 計 分 析 課           |
| 原 子 力 施 設 安 全 検 証 室 | 原 子 力 施 設 安 全 検 証 室 | 原 子 力 施 設 安 全 検 証 室 |

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 自 然 保 護 課 | 自 然 保 護 課 | 自 然 保 護 課 |
|-----------|-----------|-----------|

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 自 然 保 護 課 | 自 然 保 護 課 | 自 然 保 護 課 |
| 自 然 保 護 課 | 自 然 保 護 課 | 自 然 保 護 課 |
| 自 然 保 護 課 | 自 然 保 護 課 | 自 然 保 護 課 |

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 経 営 振 興 課 | 経 営 振 興 課 | 経 営 振 興 課 |
|-----------|-----------|-----------|

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 経 営 振 興 課 | 経 営 振 興 課 | 経 営 振 興 課 |
|-----------|-----------|-----------|

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 総 合 販 売 戦 略 課 | 総 合 販 売 戦 略 課 | 総 合 販 売 戦 略 課 |
|---------------|---------------|---------------|

|                     |                     |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 総 合 販 売 戦 略 課       | 総 合 販 売 戦 略 課       | 総 合 販 売 戦 略 課       |
| 食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課 | 食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課 | 食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課 |

|                     |                     |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 漁 港 漁 場 整 備 課       | 漁 港 漁 場 整 備 課       | 漁 港 漁 場 整 備 課       |
| 食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 室 | 食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 室 | 食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 室 |

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 漁 港 漁 場 整 備 課 | 漁 港 漁 場 整 備 課 | 漁 港 漁 場 整 備 課 |
|---------------|---------------|---------------|

図表第一〇一(二)中「青森県庁職員診療所の項を削ぐ」

|                           |                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 青 森 県 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 | 青 森 県 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 | 青 森 県 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 |
| 青 森 県 知 的 障 害 者 更 生 相 談 所 | 青 森 県 知 的 障 害 者 更 生 相 談 所 | 青 森 県 知 的 障 害 者 更 生 相 談 所 |

|                         |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 青 森 県 障 害 者 相 談 セ ン タ ー | 青 森 県 障 害 者 相 談 セ ン タ ー | 青 森 県 障 害 者 相 談 セ ン タ ー |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|

水産事務所青森地域農業改良普及センターの項、中南地方農林水産事務所弘前地域農業改良普及センターの項から中南地方農林水産事務所平賀地域農業改良普及センターの項まで、三戸地方農林水産事務所八戸地域農業改良普及センターの項、三戸地方農

林水産事務所三戸地域農業改良普及センターの項、北地方農林水産事務所の項から北  
 地方農林水産事務所金木地域農業改良普及センターの項まで、上北地方農林水産事務  
 所十和田地域農業改良普及センターの項から上北地方農林水産事務所野辺地域農業  
 改良普及センターの項まで及び下北地方農林水産事務所むつ地域農業改良普及センター  
 の項を並び、

「西 地 方 農 林 水 産 事 務 所」を

「西 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所」に改め、西地方農林水産事務所鱒ヶ沢  
 地域農業改良普及センターの項及び西地方農林水産事務所つがる地域農業改良普及セ  
 ンターの項を並び、「西地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所」を「西北地方農  
 林水産事務所つがる家畜保健衛生所」に、

「西 地 方 農 林 水 産 事 務 所 鱒 ヶ 沢 地 方 水 産 業 改 良 普 及 所」を「西 鱒 水 改」

「西 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所 鱒 ヶ 沢 水 産 事 務 所」を「西 鱒 水 産」に、

「西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所」を「西北地方農林水産事務所  
 西北地方漁港漁場整備事務所」に改め、弘前県土整備事務所遠船・久吉ダム管理所の  
 項を並び、

第十四号様式を次のように改める。

第 1 4 号 様 式 起 案 用 紙 甲 ( 第 2 8 条 関 係 )

|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
|--|-----|-------|-----|--------------------|--------------------|----------------------|-------------|
|  |     |       |     |                    |                    | 分類記号                 | —           |
| 決 裁 区 分                                      | 知 事 | 副 知 事 | 部 長 | 課 長                | グ ル ー プ<br>リ ー ダ ー | 保 存 年 限              | 永 年 ( ) ・ 年 |
| 件 名  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
| -----  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
| -----  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
| このことについて、次のとおり<br><br>してよいか伺います。<br><br>します。 |     |       |     |                    |                    | 起 案 者                | 課           |
|  |     |       |     |                    |                    | 電 話                  | 番 ④         |
| 知 事  | 部 長 | 次 長   | 課 長 | グ ル ー プ<br>リ ー ダ ー | サ ブ<br>リ ー ダ ー     | 課                    | 員           |
|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
| 副 知 事  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
| 出 納 長  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
|  |     |       |     |                    |                    |                      |             |
| 施行上の注意                                       |     |       |     |                    |                    |                      |             |
| 起 案  | 年   | 月     | 日   | 決 裁 年 月 日          |                    | 浄 書 者 印              | 発 送 年 月 日   |
| 処 理 期 限                                      | 年   | 月     | 日   |                    |                    | 校 合 者 印              |             |
| 施 行  | 年   | 月     | 日   |                    |                    | 公 印 使 用<br>発 送 承 認 印 |             |
| 文 書 番 号                                      | 青   | 第     | 号   |                    |                    |                      |             |

注 1 裏面は、第14号様式の2の様式を印刷すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とし、刷色は、グレーとすること。

第十五号様式中

|    |          |    |
|----|----------|----|
| 課長 | グループリーダー | 課長 |
|----|----------|----|

を

|    |          |        |    |
|----|----------|--------|----|
| 課長 | グループリーダー | サブリーダー | 課長 |
|----|----------|--------|----|

に改め

る。

第二十三号様式中

|       |          |               |
|-------|----------|---------------|
| 課(室)名 | グループリーダー | 借覧(庁外持出)者職氏名印 |
|-------|----------|---------------|

を

|       |          |        |               |
|-------|----------|--------|---------------|
| 課(室)名 | グループリーダー | サブリーダー | 借覧(庁外持出)者職氏名印 |
|-------|----------|--------|---------------|

に

|          |    |    |
|----------|----|----|
| グループリーダー | 課長 | 課長 |
|----------|----|----|

を

|          |        |    |    |
|----------|--------|----|----|
| グループリーダー | サブリーダー | 課長 | 課長 |
|----------|--------|----|----|

に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表総務部の部中

|     |      |
|-----|------|
| 税務班 | 税務課長 |
|-----|------|

を

|     |        |         |      |
|-----|--------|---------|------|
| 税務班 | 市町村振興班 | 市町村振興課長 | 税務課長 |
|-----|--------|---------|------|

に、

|       |        |
|-------|--------|
| 工事検査班 | 工事検査課長 |
|-------|--------|

を

|         |          |       |        |
|---------|----------|-------|--------|
| 行政経営推進班 | 行政経営推進室長 | 工事検査班 | 工事検査課長 |
|---------|----------|-------|--------|

に改め、同表企画

政策部の部中

|     |        |         |      |
|-----|--------|---------|------|
| 企画班 | 市町村振興班 | 市町村振興課長 | 企画課長 |
|-----|--------|---------|------|

を

|     |      |
|-----|------|
| 企画班 | 企画課長 |
|-----|------|

に、

|       |        |
|-------|--------|
| 統計分析班 | 統計分析課長 |
|-------|--------|

を

|            |             |
|------------|-------------|
| 統計分析班      | 統計分析課長      |
| 原子力施設安全検査班 | 原子力施設安全検査室長 |

に改め、同表環境

生活部の部中

|       |        |
|-------|--------|
| 自然保護班 | 自然保護課長 |
|-------|--------|

を

|         |          |
|---------|----------|
| 自然保護班   | 自然保護課長   |
| 県境再生対策班 | 県境再生対策室長 |

に改め、同表商工

労働部の部中「経営振興班」を「経営支援班」に、「経営支援課長」に改め、同表農林水産部の部中

|         |          |
|---------|----------|
| 総合販売戦略班 | 総合販売戦略課長 |
|---------|----------|

を

|            |             |
|------------|-------------|
| 総合販売戦略班    | 総合販売戦略課長    |
| 食の安全・安心推進班 | 食の安全・安心推進課長 |

に、

|            |             |
|------------|-------------|
| 食の安全・安心推進班 | 食の安全・安心推進室長 |
| 漁港漁場整備班    | 漁港漁場整備課長    |

を

|         |          |
|---------|----------|
| 漁港漁場整備班 | 漁港漁場整備課長 |
|---------|----------|

に改め、同表特別対策部の部を削

る。

第三条税務班の項の次に次のように加える。

市町村振興班

一 市町村の起債に関すること。

第三条工事検査班の項の次に次のように加える。  
行政経営推進班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

第三条政策調整班の項に次の三号を加える。

一 災害広報に関すること。

二 災害状況の取材に関すること。

三 対策調整班及び情報総括班との連絡調整に関すること。

第三条市町村振興班の項を削り、同条統計分析班の項の次に次のように加える。

原子力施設安全検査班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

第三条自然保護班の項の次に次のように加える。

県境再生対策班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

第三条経営振興班の項中「経営振興班」を「経営支援班」に改め、同条総合販売戦略班の項の次に次のように加える。

食の安全・安心推進班

一 病害虫の防除に関すること。

第三条食の安全・安心推進班の項及び広報広聴班の項から原子力施設安全検査班の項までを削る。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程（平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「総務部長」を「行政改革・危機管理監」に改める。  
別表無線局の項中

|             |                                     |                         |
|-------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 北農村整備地球局    | 五所川原市大字吹烟字藤巻（北地方農林水産事務所農村整備庁舎）      | S C C<br>あおもりかはんちぎゆうV65 |
| 上北農村整備地球局   | 十和田市西二番町（上北地方農林水産事務所農村整備庁舎）         | S C C<br>あおもりかはんちぎゆうV5  |
| 西農村整備地球局    | つがる市木造若宮（西地方農林水産事務所農村整備庁舎）          | S C C<br>あおもりかはんちぎゆうV66 |
| 上北農村整備地球局   | 十和田市西二番町（上北地方農林水産事務所農村整備庁舎）         | S C C<br>あおもりかはんちぎゆうV5  |
| つがる農村整備地球局  | つがる市木造若宮（西北地方農林水産事務所つがる農村整備庁舎）      | S C C<br>あおもりかはんちぎゆうV66 |
| 五所川原農村整備地球局 | 五所川原市大字吹烟字藤巻（西北地方農林水産事務所五所川原農村整備庁舎） | S C C<br>あおもりかはんちぎゆうV65 |

を

に、

「上北郡天間林村大字天間館字北天間館」を「上北郡七戸町字北天間館」に、「弘前県土整備事務所遠部・久吉ダム管理所」を「遠部・久吉ダム管理所」に改め、同表通信所の項中「西農林通信所」を「西北農林通信所」に、「西地方農林水産事務所」を「西北地方農林水産事務所」に、「西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所」を「西北地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表無線局の項の改正規

定（「上北郡天間林村大字天間館字北天間館」を「上北郡七戸町字北天間館」に改める部分に限る。）は、平成十七年三月三十一日から施行する。

青森県訓令甲第二十五号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「政策調整課長、企画課長、市町村振興課長」を「市町村振興課長、政策調整課長、企画課長」に、「経営振興課長」を「経営支援課長」に改め、「広報広聴室長」を削る。

別表第二中「企画課長」を「企画政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十六号

庁 中 一 般

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県土地利用対策会議規程の一部を改正する訓令

青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部



を次のように改正する。

第七条第六項中「生活保安課長」を「生活環境課長」に改める。

別表第二中「防災消防課長」を「市町村振興課長、防災消防課長」に改め、マ市町村振興課長」を削る。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤ダム監視員規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤ダム監視員規程（平成十年三月青森県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。  
別表青森県土整備事務所の項の次に次のように加える。

|           |        |
|-----------|--------|
| 弘前県土整備事務所 | 平川遠部ダム |
|           | 平川久吉ダム |

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県広報・広聴事務に関する規程の一部を改正する訓令

青森県広報・広聴事務に関する規程（平成元年三月青森県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「局並びに」を削る。

第四条第三項中「広報広聴室」を「政策調整課」に改める。

第五条第一項中「各課室」を「各課」に改め、「及び室」を削り、同条第三項中「各課室」を「各課」に、「広報広聴室」を「政策調整課」に改める。

第六条第一項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改め、同条第二項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に、「広報広聴室」を「政策調整課の」に改め、同条第四項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改め、同条第五項中「広報広聴室」を「政策調整課」に改める。

第九条（見出しを含む。）及び第十一条中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改める。

第七条第一項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改め、同条第二項及び第三項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に、「広報広聴室長」を「政策調整課長」に、「広報広聴室の」を「政策調整課の」に改め、同条第四項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改め、同条第五項中「広報広聴室」を「政策調整課」に改める。

第九項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改め、同条第二項及び第三項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に、「広報広聴室長」を「政策調整課長」に、「広報広聴室の」を「政策調整課の」に改め、同条第四項中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改め、同条第五項中「広報広聴室」を「政策調整課」に改める。

第九項（見出しを含む。）及び第十一条中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改める。

第九項（見出しを含む。）及び第十一条中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改める。

第九項（見出しを含む。）及び第十一条中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改める。

第九項（見出しを含む。）及び第十一条中「特別対策局長」を「企画政策部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程（平成十四年五月青森県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「特別対策局長」を「行政改革・危機管理監」に改める。  
別表第一中「政策調整課長、市町村振興課長」を「市町村振興課長、行政経営推進  
室長、政策調整課長」に改め、「広報広聴室長、行政経営推進室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五十九号

青森県報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県報発行規程（昭和五十一年三月青森県告示第二百九号）の一部を次のように  
改正する。

第四条第一項第一号中「室長及び」を削る。

第九条第一号中「室及び」を削り、同条第二号中「及び」を「並びに」に改め、

「課」の下に「及び室」を加える。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県告示第二百六十号

平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号（公印の印影を印刷することができる  
文書）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十九号までを一号ずつ繰り上

げ、第三十号及び第三十一号を削り、第三十二号を第二十九号とし、第三十三号から  
第五十八号までを三号ずつ繰り上げる。

青森県告示第二百六十一号

昭和四十九年四月一日青森県告示第二百十七号（出納長の事務の一部委任）の一部  
を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

「 一 税外諸収入金に係る収入命令の審査に  
関すること。

二 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事  
務のうち現金又は証券の収納に関するこ  
と。

出納員の項の表中

三 支出負担行為の確認に関すること。  
四 一時取扱金の出納（払出しにあつては、  
手もと保管に係るものに限る。）及び保  
管に関すること。

五 物品の出納及び保管に関すること。  
六 前各号に規定する事務に附帯する事務  
に関すること。

「 一 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事  
務のうち現金又は証券の収納に関するこ  
と。

二 支出負担行為の確認に関すること。  
三 一時取扱金の出納（払出しにあつては、  
手もと保管に係るものに限る。）及び保  
管に関すること。

四 物品の出納及び保管に関すること。  
五 前各号に規定する事務に附帯する事務  
に関すること。

に、「青森県農林総合研究センター

(黒石市に置かれる内部組織、藤坂稲作研究部及び砂丘研究部に限る。)並びに同センターを「西北地方農林水産事務所(五所川原市に置かれる内部組織及びつがる市に置かれる内部組織(農村整備に係る事務を分掌する内部組織を除く。))に限る。)、

「二 税外諸収入金に係る収入命令の審査に関すること。

三 税外諸収入金及び歳出入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。

青森県農林総合研究センター」に、

四 支出負担行為の確認に関すること。

五 一時取扱金の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。)及び保管に関すること。

六 物品の出納及び保管に関すること。

七 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

「二 税外諸収入金及び歳出入金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関すること。

三 支出負担行為の確認に関すること。

四 一時取扱金の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。)及び保管に関すること。

五 物品の出納及び保管に関すること。

六 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

分任出納員の項の表中「等の写し」を「の写し等」に、「第二十一条の個人情報」を「第二十四条の保有個人情報」に改める。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程(昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表を次のように改める。

|    |     |  |
|----|-----|--|
| 局長 | 書記長 | 青森県総務部市町村振興課(以下「市町村振興課」という。)(の課長の職にある者 |
| 次長 | 書記  | 委員長の任命する者                              |

第十六条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 グループに必要な応じサブリーダーを置く。

第十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事務局に必要な応じ次の表の上欄に掲げる職を置き、当該職にそれぞれ当該中欄に掲げる職員をもって充て、当該職員は、それぞれ当該下欄に掲げる者をもって充てる。

|       |    |  |
|-------|----|--|
| 総括副参事 | 書記 | 1 市町村振興課の総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、主査又は主事の職にある者で局長が定めるもの<br>2 委員長の任命する者 |
| 副参事   |    |  |
| 総括主幹  |    |  |
| 主幹    |    |  |
| 総括主査  |    |  |

|    |    |
|----|----|
| 主事 | 主査 |
|    |    |

第十七条中第十項を削り、第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、同条第七項中「グループの分掌事務のうち」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項中「グループの分掌事務のうち」を削り、同項を同条第九項とし、同条第五項中「局長が定める特定の事務を掌理し、グループリーダーの補助的業務を行う」を「局の事務に係る企画、調査及び立案に当たる」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「副参事又は」を削り、「企画」を「重要な企画」に、「を行うとともに次長の補助的業務を行う」を「に当たる」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 サブリーダーは、上司の命を受け、グループリーダーの補助的業務に従事し、グループの事務を整理する。

5 総括副参事は、上司の命を受け、局の事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

6 副参事は、上司の命を受け、局の事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

附 則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭